

「保護預り約款」の新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(保護預り証券) 第 2 条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>2 ～ 3（省略）</p> <p>(解 約) 第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合 (2) 前条による料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く） (3) <u>第 24 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u> (4)～(7)（省略）</p> <p>(この約款の変更) 第 24 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(保護預り証券) 第 2 条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも<u>市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。</u></p> <p>2 ～ 3（現行どおり）</p> <p>(解 約) 第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。</p> <p>(1) お客様から解約のお申出があった場合 (2) 前条による料金の計算期間が満了したときに保護預り証券の残高がない場合（融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く） <u>(削除)</u> (3)～(6)（現行どおり）</p> <p>(この約款の変更) 第 24 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 31 年 4 月 1 日改定</p>

「振替決済口座管理約款」の新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(解 約) 第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 (1) ～ (2) (省略) <u>(3) 第 19 条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合</u> <u>(4) ～ (7) (省略)</u></p> <p>(この約款の変更) 第 19 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(解 約) 第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。 (1) ～ (2) (現行どおり) <u>削除</u> <u>(3) ～ (6) (現行どおり)</u></p> <p>(この約款の変更) 第 19 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 3 1 年 4 月 1 日改定</p>

「株式等振替決済口座管理約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(契約期間等) 第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から<u>契約日が属する月の月末日</u>までとします。 2 (省略)</p> <p>(解約等) 第 37 条 (省略) 1 ～4 (省略) 5 お客様が第 42 条に定めるこの約款の変更にご同意し</p>	<p>(契約期間等) 第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から<u>1 年経過する月の月末日</u>とします。 2 (現行どおり)</p> <p>(解約等) 第 37 条 (現行どおり) 1 ～4 (現行どおり) <u>(削除)</u></p>

旧	新
<p><u>ない</u>とき <u>6 ～9</u> (省略) 2～4 (省略)</p> <p>(この約款の変更) 第 42 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p><u>5 ～8</u> (現行どおり) 2～4 (現行どおり)</p> <p>(この約款の変更) 第 42 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">平成 3 1 年 4 月 1 日改定</p>

「一般債振替決済口座管理約款」の新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(契約期間等) 第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から<u>契約日</u>が属する月の月末日までとします。 2 (省略)</p> <p>(解約等) 第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 (1) ～ (4) (省略) <u>(5) お客様が第 2 3 条に定めるこの約款の変更</u> <u>同意しないとき</u> <u>(6) ～ (9)</u> (省略)</p>	<p>(契約期間等) 第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から<u>1 年経過</u>する月の月末日とします。 2 (現行どおり)</p> <p>(解約等) 第 17 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 (1) ～ (4) (現行どおり) <u>(削除)</u> <u>(5) ～ (8)</u> (現行どおり)</p>

旧	新
2 ～3 (省略) (この約款の変更) 第 23 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。 <u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u>	2 ～3 (現行どおり) (この約款の変更) 第 23 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、 <u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。</u> <p style="text-align: right;">平成 3 1 年 4 月 1 日改定</p>

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
(契約期間等) 第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から <u>契約日</u> が属する月の月末日までとします。 2 (省略) (届出事項の変更手続き) 第 12 条 (省略) 2 (省略) 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。 (解約等) 第 17 条 (省略) (1) ～ (4) (省略) <u>(5)お客様が第 22 条に定めるこの約款の変更</u> <u>しないとき</u> (6) ～ (9) (省略) 2 ～3 (省略) (この約款の変更) 第 22 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定	(契約期間等) 第 4 条 この契約の当初契約期間は、契約日から <u>1 年経過</u> する月の月末日までとします。 2 (現行どおり) (届出事項の変更手続き) 第 12 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、 <u>共通番号</u> 等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、 <u>共通番号</u> 等とします。 (解約等) 第 17 条 (現行どおり) (1) ～ (4) (現行どおり) (削除) (5) ～ (8) (現行どおり) 2 ～3 (現行どおり) (この約款の変更) 第 22 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、 <u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨</u>

旧	新
<p>されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p><u>及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。</u></p> <p>平成31年4月1日改定</p>

「外国証券取引口座約款」の新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付等) 第5条 (省略)</p> <p>(契約の解除) 第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) ~ (2) (省略) <u>(3) 第32条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき</u> (4) ~ (7) (省略) 2 (省略)</p> <p>(約款の変更) 第32条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更にご同意したものとします。</u></p>	<p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付) 第5条 (現行どおり)</p> <p>(契約の解除) 第29条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) ~ (2) (現行どおり) (削除) (3) ~ (6) (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>(約款の変更) 第32条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">平成31年 4月 1日改定</p>

「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(約款の変更)</p> <p>第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更で同意したものとし</u>ます。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第 18 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページ等により周知</u>します。</p> <p>附則 この約款は、平成 31 年 4 月 1 日より適用されます。</p>

「特定口座に係る上場株式等信用取引約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(約款の変更)</p> <p>第 13 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更で同意したものとし</u>ます。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第 13 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページ等により周知</u>します。</p> <p>附則 この約款は、平成 31 年 4 月 1 日より適用されます。</p>

「特定管理口座保管委託約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(約款の変更)</p> <p>第 9 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更で同意したものとし</u>ます。</p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第 9 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページ等により周知</u>します。</p> <p>附則 この約款は、平成 31 年 4 月 1 日より適用されます。</p>

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(約款の変更) 第 8 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p>	<p>(約款の変更) 第 8 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページ等により周知</u><u>します。</u></p> <p>附則 この約款は、平成 31 年 4 月 1 日より適用されます。</p>

「とちぎん T T 証券の証券総合口座取引約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(取扱いの解除等) 第 8 条 (省 略)</p> <p>2 お客さまから有価証券等の買付け・売却または解約注文の際に、別の定めにもとづく「<u>中期国債ファンド累投口</u>」または「MMF 累投口」の自動買付け・換金のお申し出があり、その申し出が残高不足等の支障がなく執行される場合は本約款の取扱いは行いません。</p> <p>(自動スweep内容等の変更) 第 10 条 本約款に定めがないときには、「MR F 投資約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」等によるものとします。</p> <p>(免責等) 第 11 条 (省略)</p> <p>2 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他のやむを得ない事由が生じたときは改訂されることがあります。</p>	<p>(取扱いの解除等) 第 8 条 (現行どおり)</p> <p>2 お客さまから有価証券等の買付け・売却または解約注文の際に、別の定めにもとづく「MMF 累投口」の自動買付け・換金のお申し出があり、その申し出が残高不足等の支障がなく執行される場合は本約款の取扱いは行いません。</p> <p>(その他) 第 10 条 本約款に定めがないときには、「MR F 投資約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」等によるものとします。</p> <p>(免責等) 第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他のやむを得ない事由が生じたとき、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知</u><u>します。</u></p>

旧	新
<p>3 <u>本約款は前項の他、当社が必要と認めた場合には変更する旨を通知し、当社所定の期間内に特に異議申し立てのなかった場合には改訂されたものとします。なお、異議の申し立てのあった場合には、申込者と当社はすみやかに協議し、協議が整わなかった場合には、この取扱いを解除させていただく場合があります。</u></p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日改定</p>

「投資信託自動けいぞく投資約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(解約)</p> <p>第10条 この約款は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p><u>(4) 申込者が当社が適正な手続きによって行ったこの約款その他の当社との約款の変更</u>に同意されない場合。</p> <p>(5) ~ (8) (省略)</p> <p>2 ~3 (省略)</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 当社は、この約款に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは改訂されることがあります。</p>	<p>(解約)</p> <p>第10条 この約款は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) ~ (7) (現行どおり)</p> <p>2 ~3 (現行どおり)</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 当社は、この約款に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。</u></p> <p style="text-align: right;">平成31年4月1日改定</p>

「ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款」新旧対照表

下線部は変更部分

旧	新
<p>(解 約)</p> <p>第 9 条 この自動投資約款は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>(1) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>第 11 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意されない場合。</u></p> <p>(5) ～ (8) (省略)</p> <p>2 ～3 (省略)</p> <p>(そ の 他)</p> <p>第 11 条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。</p>	<p>(解 約)</p> <p>第 9 条 この自動投資約款は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>(1) ～ (3) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) ～ (7) (現行どおり)</p> <p>2 ～3 (現行どおり)</p> <p>(そ の 他)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。</u></p> <p align="right">平成 3 1 年 4 月 1 日改定</p>